

平成 26 年度

国 の 予 算 編 成 に 対 す る 要 請 書

平成 25 年 6 月

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

本市では、平成23年3月に策定した「第3期実行計画」と「新たな行財政改革プラン」及び、現在、策定に着手している平成26年度からの「第4期実行計画」と「次期行財政改革プラン」により、本市のまちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」の実現を目指して、川崎再生から「新たな飛躍」に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

平成23年に発生した東日本大震災やそれに起因する原子力発電所災害は、日本経済への影響はもとより、日本社会全体に大きな影響を及ぼす未曾有の大災害となりました。また、少子高齢化の進展への対応なども急がれるところであり、国全体が極めて厳しい状況に直面しております。

こうした状況から一刻も早く立ち直るためには、基礎自治体が、災害に強いまちづくりや、都市の再生、環境問題や少子高齢社会への対応など緊要な施策に重点的に取り組むとともに、地域にふさわしい形で自主的・自立的なまちづくりを推進していく必要があります。

そのため、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が担うべき分野については国の関与を廃すとともに、財政面においても地方が自立できるよう税源移譲を進めることができます。

平成25年3月には地方分権改革推進本部が設置されるなど、地方分権改革の推進に向けた取組が進められておりますが、本市では、地方税財源の充実確保などについてもここに提案いたしますので、国においては、こうした地方の意見を尊重し真の分権型社会の実現に向けた改革を精力的に進めるよう強く要請いたします。

また、改革が達成されるまでの間は、本市の事務事業の推進にあたり國の適切な財政措置が必要な分野も多くありますので、平成26年度国家予算編成において適切な措置を講ずるよう要請いたします。

平成25年6月

川崎市長 阿部 孝夫

目 次

重 点 要 請 事 項

○ 災 害 対 策 に 関 す る 事 項

最新の研究成果等を踏まえた新たな被害想定に基づく

防災基本計画等の見直しについて ······ 4

石油コンビナート等民間企業の減災対策について ······ 6

○ 放 射 性 物 質 に 係 る 対 策

放射線対策の充実強化について ······ 8

放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の取扱いについて ······ 10

○ 地 方 財 政 措 置 の 充 実

地方税財源の充実確保について ······ 12

国庫補助負担金等の改革について ······ 14

指定都市の事務配分や財政需要に応じた税財源の充実確保について ······ 16

○ 日 本 の 成 長 戰 略 を 支 え る 取 組 の 推 進

国際戦略総合特区の取組推進と殿町地区(KING SKYFRONT)に

おける国際戦略拠点の整備について ······ 18

「新川崎・創造のもり」地区でのナノ・マイクロ分野の

産学共同研究の促進について ······ 20

臨海部地域の交通ネットワーク基盤の整備・充実について ······ 22

川崎港の機能拡充について ······ 24

○ 福 祉 施 策 等 の 推 進

生活保護制度の抜本的改革について ······ 26

厳しい雇用情勢の下における就労自立支援について ······ 28

保育所整備推進及び保育所職員配置基準の改善に対する

継続的な措置について ······ 30

予防接種事業の抜本的改革について ······ 32

その他の要請事項

○ 都市基盤整備等の推進

道路・橋梁整備推進について【新規要請項目】	38
街路整備推進について	40
京浜急行大師線連続立体交差事業について	42
JR南武線連続立体交差事業調査について【新規要請項目】	44
首都高速道路等の料金施策に係る措置について	46
川崎縦貫道路の整備推進について	48
五反田川放水路整備事業に対する財政措置について	50
高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について	52
川崎縦貫高速鉄道線の整備に向けた最先端鉄道技術等の研究開発について	54
川崎駅周辺地区の整備推進について	56
新川崎・鹿島田駅周辺地区の整備推進について	58
小杉駅周辺地区の整備推進について	60
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の整備推進について	62

○ 防災対策の推進

安全・安心に暮らせる住宅・建築物の整備について	66
消防施設及び緊急消防援助隊の整備について	68
水道施設耐震化の推進について	70

○ 快適環境施策の推進

創エネ・省エネ・蓄エネの取組推進について	74
微小粒子状物質(PM2.5)削減の取組について【新規要請項目】	76
「(仮称)リサイクルパークあさお」整備推進について	78
緑地保全事業について	80
公園等整備事業について	82
等々力緑地再編整備の推進について	84
下水道整備事業の推進について	86

○ 福祉施策等の推進

「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施に向けた制度検討について	90
国民健康保険の財政調整機能の見直しについて	92
「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための措置について	94
障害者制度改革に係る財政措置等について	96
小児救急医療体制等の拡充について	98
成人せん息患者医療費助成事業について	100
消費生活相談体制の強化継続について	102

○ 教育・青少年施策の推進

全児童を対象とした放課後児童健全育成事業について	106
義務教育施設の整備推進について	108

※【新規要請項目】とは、今年度要請にて新規に項目立てをしたもの

重 点 要 請 事 項

平成26年度 重 点 要 請 事 項 に つ い て

本市では、平成26年度からの新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第4期実行計画の策定に向け、施策・事業等の検討、調整に取り組んでおります。この第4期実行計画では、本市における当面の人口増への対応、少子高齢化の進行や人口減少期への転換を見据えた取組、また、「コンパクト化」、「長寿命化」、「エコ化」及び「ユニバーサル化」などの中長期的なまちづくりの方向性を踏まえた取組、災害に強いまちづくりへの取組など、社会経済状況の変化等に的確に対応し、これまでの川崎再生から新たな飛躍に向けた取組を引き続き進めることとしています。

こうした、地域にふさわしい自主的・自立的なまちづくりを進め、豊かで暮らしやすい社会をつくるためには、国・県に依存しない自治体運営を可能とする真の分権型社会の実現に向けた改革が是非とも必要です。

また、真の分権型社会の実現に向けた改革は、明治以来の中央集権体质から脱却して国と地方公共団体が対等の立場で対話ができる新たなパートナーシップの関係へと抜本的に転換することにより、国のかたちを変え、国と県と市町村の三層構造により生じる重複の無駄を省く重要な改革でもあり、その推進は緊要な課題です。

国は、地方の声に真摯に耳を傾け、真の分権型社会の実現に向けた改革の推進に不退転の覚悟で取り組むべきですので、地方税財源の充実や事務配分に応じた税財源の確保、国庫補助負担金等の改革、さらに、生活保護制度の抜本改革などについて重点的に要請します。

また、東日本大震災を受けて、市民の生命財産を守る災害対策や、放射性物質対策に関する対応及び今後の日本の成長戦略を支える取組に係る財政措置についても重点的に要請します。

最新の研究成果等を踏まえた新たな被害想定に基づく防災基本計画等の見直しについて

【内閣府・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 東日本大震災等を踏まえ、防災基本計画等の見直しが行われておりますが、引き続き、最新の知見や研究成果等を踏まえた防災基本計画等の見直しや、計画等に基づく防災体制の充実を行うこと。
- 2 液状化現象を含む地盤災害対策について、科学的根拠に基づく液状化現象の原因究明を早急に実施すること。また、宅地耐震化推進事業について、国の支援策を充実させること。

■ 要請の背景

○ 首都圏においても、マグニチュード7クラスの首都直下型地震発生の切迫性が指摘されており、文部科学省が昨年公表した首都直下地震における新たな震度分布図では、本市におきましても震度7の地域が見受けられ、その他の多くの地域が震度6強と想定されています。また、神奈川県が公表した津波浸水予測図では、本市に最大の影響がある慶長型地震において、最大で3.71mの津波が襲い、港湾から約6Kmの川崎競馬場周辺まで浸水すると予測されています。

本市におきましては、国や県等の調査結果を踏まえ、「川崎市地震被害想定調査」を実施し、市域に最大の揺れによる被害や津波被害をもたらす川崎市直下の地震や慶長型地震の被害想定に基づき、各種防災計画の見直しを進めております。

また、東日本大震災で課題となりました帰宅困難者対策や津波対策等を踏まえて、津波避難施設や帰宅困難者の一時滞在施設の指定、木造住宅等や特定建築物、福祉施設等の耐震化対策の拡充などにも取り組んでいるところですが、広域に渡る災害には、本市だけでは十分な対応が困難な状況です。

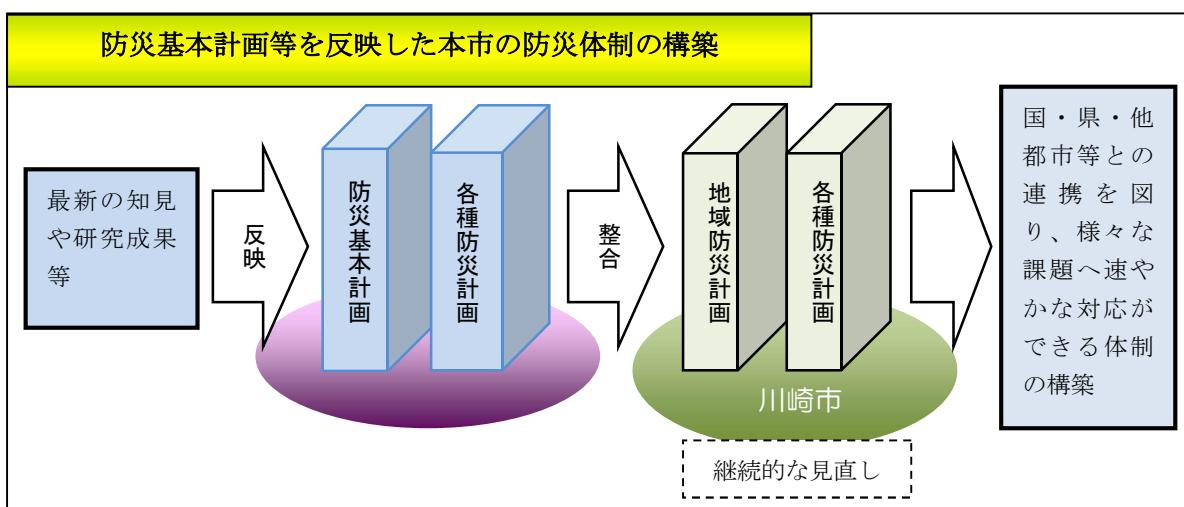
国では、相模トラフ沿いで発生する巨大地震に関する最新の知見を踏まえた被害想定を検討していますが、その被害想定に基づく防災基本計画等の見直しや、計画等に基づく国・県・他都市や関係事業者等と連携した防災体制の充実が必要です。

- 本市では、今回の震災で一般の事業所の敷地や公道など11件の液状化被害が発生したことから、各事業者等との情報共有体制の仕組みづくりに努めています。

また、今回の震災で仙台市などで谷埋め盛土の地すべり等が見受けられましたが、本市内には、宅地耐震化推進事業として抽出した大規模盛土による造成地が約2,500か所あり、平成19年度から第2次スクリーニング調査を実施し盛造成地の安定性などを調査しているところです。

今回の震災では、東日本太平洋側の広範囲で液状化の被害が発生しましたが、被害を受けた地点と隣接しているにもかかわらず、まったく被害を受けていない埋立地もあります。

スクリーニング調査の結果、仮に、対策工事が必要となった場合には、現行の宅地耐震化推進事業は、基本的に住民負担が工事費の1/2となっており、住民の合意形成は困難な状況です。



石油コンビナート等民間企業の減災対策について

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 今後発生が懸念される「最大クラスの地震」を踏まえて、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性を検証し、必要に応じて見直すこと。
- 2 災害時のエネルギーの安定供給等の観点から、事業者が行う液状化対策や津波浸水対策への支援の継続と拡充等に取り組むこと。
- 3 長周期地震動に伴う屋外貯蔵タンクのスロッシング抑制技術の調査・研究を進めること。
- 4 施設の経年劣化に対する維持管理技術の情報提供に努め、経年劣化した施設の改修へのインセンティブの検討に取り組むとともに、事業者がコンビナートの防災対策を担う人材を育成・確保できるよう、国として必要な支援を行うこと。
- 5 石油コンビナートにおける大規模災害に対応するため、関係省庁による対策検討・調整の場を設置し、一元的に防災対策の推進に取り組むこと。

■ 要請の背景

- 臨海部の石油コンビナート等特別防災区域等に立地する企業や、内陸部に立地する一定数量以上の危険物等を取扱う企業は、法律等に基づいて一定の災害対策を講じています。しかしながら、今後発生が懸念される最大クラスの地震等により被害が生じた場合には、周辺地域への影響に加え、首都圏全体の経済活動への多大な影響も懸念されることから、想定される地震の発生頻度や切迫性に応じた取組が必要です。
- 国においては、東日本大震災を踏まえ、危険物施設等の技術基準の見直しの検討や検証を実施するとともに、災害時のエネルギー安定供給の観点から石油出荷設備等の強化に要する費用を補助するなどの取組を実施しておりますが、引き続き取組を強化することが必要です。

- 本市でも、臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的として、川崎市臨海部防災対策計画を策定するとともに、本市の提案により、九都県市において、石油コンビナート等民間企業の減災対策の促進について共同研究を行い、国、自治体及び事業者の役割分担を踏まえた取組事項を取りまとめ、国に提案を行ったところです。
- 石油コンビナート等民間企業の減災対策を効果的に推進するためには、国、自治体及び事業者が役割に応じた取組を実施することが必要となりますので、国においては減災対策の公的な支援の必要性、あり方について検討するとともに、実効ある対策を実施することが必要です。

■ 効果等

- 防災力の向上による市民生活及び首都圏の経済活動への影響の軽減

【平成 25 年 5 月 15 日 九都県市首脳会議にて報告】

【主な現状】

- ・九都県域内の石油コンビナート等特別防災区域における事業所数等は、**国内の 20~30% の割合**を占める
- ・平時においては**過去 10 年間で、施設の経年劣化や認知・確認ミスによる異常現象が増加**
- ・災害時のエネルギー安定供給の観点から、出荷設備等の強化に要する国庫補助を開始

【主な課題】

- ・地震に伴う液状化や津波浸水など**災害事象ごとの対策の必要性**
- ・震災時の初動対応の徹底
- ・平時における**異常現象の増加に対する取組**



【国で取り組むべき事項】

- ・発生が懸念される最大クラスの地震を踏まえた関係法令の**技術基準の妥当性の検証と見直し**
- ・液状化・津波浸水対策等に関する**事業者支援の継続・拡充**
- ・石油タンクのスロッシング抑制技術の調査・研究 等

この要請文の担当課／総務局危機管理室震災対策担当 TEL 044-200-2478

放射線対策の充実強化について

【内閣府・厚生労働省・環境省】

■ 要請事項

- 1 市民の生命・身体を守るため、様々な放射線対策の充実強化を早急に進めること。
- 2 放射性物質が検出された焼却灰等の処分等に係る基準の安全性について、明確に示すこと。また、放射線に関する統一的な測定方法、安全基準を設定し、公表するとともに、効果的、効率的な広報を充実し、マスメディア等を利用して市民（消費者）の放射能に対する不安の解消を図ること。
- 3 食品の長期継続的な放射線検査体制を整備するとともに、放射線対策に要する費用は、国が全て負担すること。また、放射性物質が検出された焼却灰等の処分等の費用負担については、万全の補償がなされる制度を国において構築すること。
- 4 局所的汚染箇所の除染については、放射性物質汚染対処特措法が適用されない地域においても、管理者が責任をもって対処し、その除染費用、除去土壤等の保管及び処分について、国が責任をもって支援を講じる制度を構築すること。

■ 要請の背景

- 本市では、福島第一原発事故由来の放射性物質による環境への影響に対する市民の不安解消を図るために、大気、水道水や農産物等の検査を継続して実施しています。
- 環境中の土壤及び水質については、国において安全基準が設定されていないため、早急に設定することが求められています。また、市民の不安は依然として根強く、検査結果の公表に加え、不安解消を図るために効果的な広報の実施が望されます。
放射性物質が検出された焼却灰等の処分等に係る基準の安全性については、市民等の理解を得るためにも、明確に示す必要があります。
- 放射線測定の検査機器は高額であり、長期的に検査精度を維持するための機器の保守管理に多額な費用が発生することから、継続的に大きな財政負担が生じます。
流通食品及び農畜産物の検査に際しては、市民の不安解消を図るために長期継続的な検査体制を整備するとともに、当該検体の買上げ等の措置について、東京電力による補償を超える分においては国の費用負担の継続が必要です。
また、放射性物質が検出された焼却灰等の処分に当たり、設備の改造、焼却灰の一時保管等に多額の費用が発生していることから、万全の補償が早急に実施されるよう法整備や財政措置を含めた国による制度の構築が必要です。
- 本市域は、放射性物質汚染対処特措法が適用されないため、国において局所的な汚染箇所の除染等の措置を講じる枠組みが構築されていないことから、本市が緊急・避難的に除染等の措置を講じた事例がありますが、本来は、土地、建物等の管理者がその責任において除染を行い、その除染費用、除去土壤等の保管及び処分について、国が支援すべきであり、その制度の構築が求められています。

放射線の測定等に関する現状の問題点及び課題

測定結果や測定方法に関する統一した基準がないことによる問題点等

- 環境中の水質及び土壤には放射線に関する安全基準がなく、測定しても健康影響に関する評価が困難であり、国民の不安は解消されていない。
- ⇒ 環境中の水質及び土壤の放射線の安全基準を早期に定め、統一的な測定方法と併せて明確にするとともに、国民の不安を解消するための広報の充実を図ること。

測定機器の整備及び監視体制の充実

- 原子力発電所等の事故による放射性物質の漏洩は、広域的に影響を及ぼすおそれがあることから、国において監視体制の更なる充実を図ることが重要
- ⇒ 国においても、市内の空間放射線量のモニタリングポストの増強を図るとともに、市民ニーズを踏まえて水質及び土壤の核種分析を実施すること。

放射線対策に要する費用の制度構築

- 放射性物質汚染対処特措法の適用外地域や、地域の実情に応じた施策（放射性物質が検出された焼却灰等の処分や除染等に係る費用等）について、国又は原子力事業者が負担するよう明確化されていない。（特措法 44 条）
- ⇒ 放射性物質汚染対処特措法に限定されることなく、地域の実情に応じた施策については、万全の補償がなされる制度を国において構築すること。

食品の放射能濃度の長期継続的な検査体制の整備

厚生労働省・農林水産省

- 対象品目や産地、検査時期を含め管理した計画的検査を実施する。
- 放射性物質に関する情報をわかりやすく消費者に発信（「なぜ安心か」等）

生産者・販売者

- 検査検体の提供（有償）
対象品目及び産地を国が計画的に設定の上、買上げ等費用を負担

自治体（生産地・消費地）

- 生産地の出荷時検査と消費地での流通時検査を実施
- 基準値を超える食品について自治体間の連絡により回収等の措置を実施

地方衛生研究所

- ゲルマニウム半導体検出器など測定機器 等検査機器の整備
- 校正用線源の更新 等整備

消費者など

- 放射性物質に関する知識の向上
放射性物質の健康影響に関する理解を進めることで、漠然とした不安の解消につながることが期待できる。
- 食の安心の確保
生産地と消費地の双方による検査の実施と、一定以上の検査件数を継続して確保することにより、情報の信頼性が高まり、風評被害の防止と食の安心につながる。

長期継続的な検査体制の整備に必要な国の対応

- 1 計画的検査を実施するために国において計画を策定
- 2 自治体における検査機器整備及び検査に必要な経常的経費の財政措置
- 3 生産者・販売者からの検査検体買上げ等に係る費用の財政措置
- 4 消費者などに対するマスメディアを活用した広報の充実

放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の取扱いについて

【環境省・国土交通省】

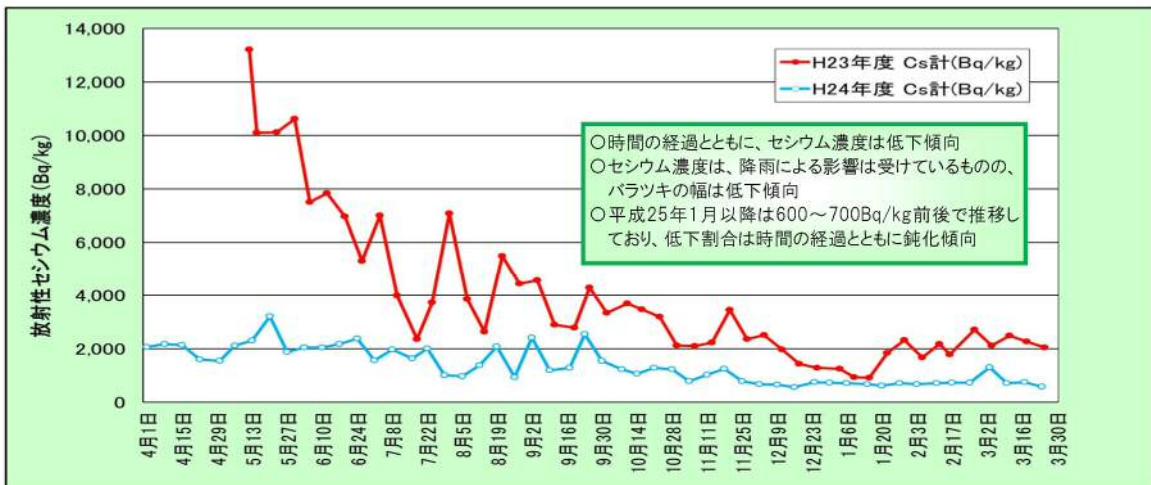
■ 要請事項

- 1 放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の円滑な処分等に向けて、資源化・最終処分に係る基準の妥当性・安全性について明確に示すとともに、地域の実情に応じた必要な措置を講ずること。
- 2 放射性物質が検出されたことにより、新たに要することとなった経費に対しては、地方の負担とならないよう、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

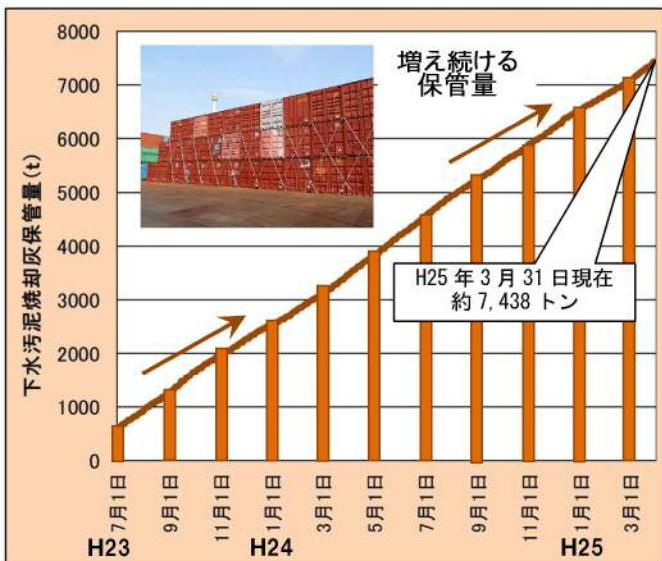
- 「放射性物質対策汚染対処特措法」が施行されましたが、資源化や最終処分には未だに至っておらず、入江崎総合スラッジセンターの場内と浮島1期埋立地に設けた保管場所の2ヶ所で安全に保管しております。その量は、平成25年3月末現在で約7,438トンに達しており、保管場所の確保が大変難しい状況となっています。
- 下水汚泥焼却灰等の処分等の開始に向けて、市民等の理解を得るために、資源化・処分に係る基準の妥当性・安全性について明確に示す必要があるとともに、水面埋立地しか有していない等、本市の実情に応じたさらなる措置が必要です。
- 保管等の追加的支出のうち、既にその一部について東京電力（株）より支払いがありました。引き続き万全の補償が確実に行われるよう、財政措置を含めた国による支援が必要不可欠です。

入江崎総合スマッジセンターにおける汚泥焼却灰の放射能測定結果

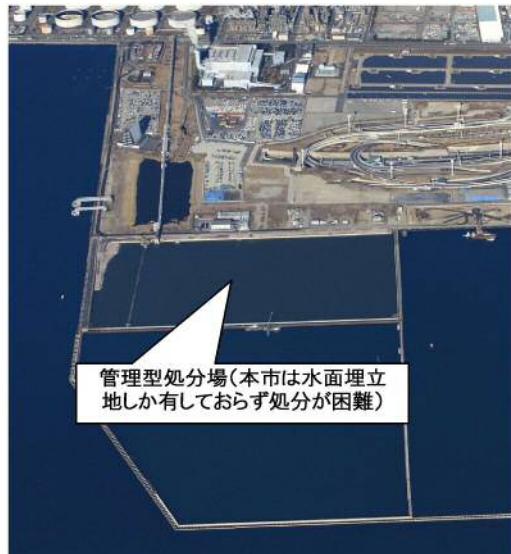


処分に係る本市の実情(下水汚泥焼却灰の保管量及び管理型処分場の現況)

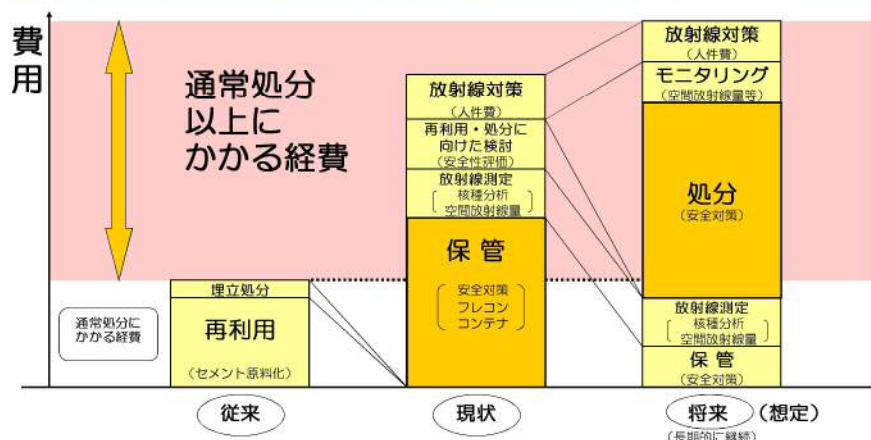
【増加する保管量】



【本市唯一の管理型処分場】



放射性物質が検出されたことにより新たに要することとなった経費のイメージ



この要請文の担当課／上下水道局下水道部下水道計画課 TEL044-200-2886

地方税財源の充実確保について

【内閣府・総務省】

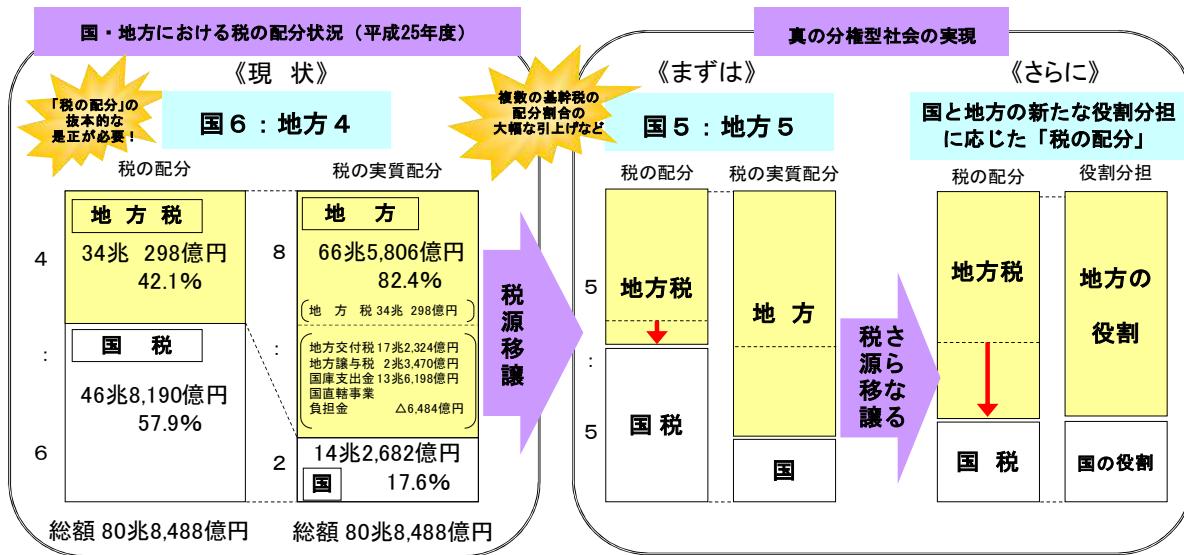
■ 要請事項

- 1 地方の意見を尊重し、真の分権型社会の実現に向けて精力的に取り組むこと。
- 2 国と地方の「税の配分」が6：4であるのに対し、「税の実質配分」は2：8と逆転しており、また、全ての指定都市が地方交付税の交付団体となっている。消費税などの基幹税からの税源移譲を行い、「税の配分」をまずは5：5となるようすること。さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めること。
- 3 「社会保障・税一体改革」では、消費税率の引き上げ分について、国と地方の役割分担に応じて配分することとされているが、今後とも増加が見込まれる社会保障分野に係る行政需要に見合った地方税財源を確保すること。

■ 要請の背景

- 真の分権型社会の実現に向けた改革では、国と地方が分担すべき役割を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるとともに、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分への見直しなどを、国と地方が対等な立場で十分な議論を行いながら進め、国に依存した財源の規模を縮減し、地方自治体の財政運営の自由度を高めるとともに、国・県・市町村の三層構造による重複の無駄を省く国全体の構造改革を進めることが重要です。
- 「社会保障・税の一体改革」を進めるにあたっては、「国と地方の協議の場」や、「社会保障制度改革国民会議」を通じて地方の意見を的確に反映させることが重要です。
- 社会保障サービスは、国及び地方で提供されていることを踏まえ、今後とも地方行政を安定的に運営するための財源を確保する必要があります。

国・地方間の税源配分のはざま



この要請文の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183

国庫補助負担金等の改革について

【内閣府・総務省】

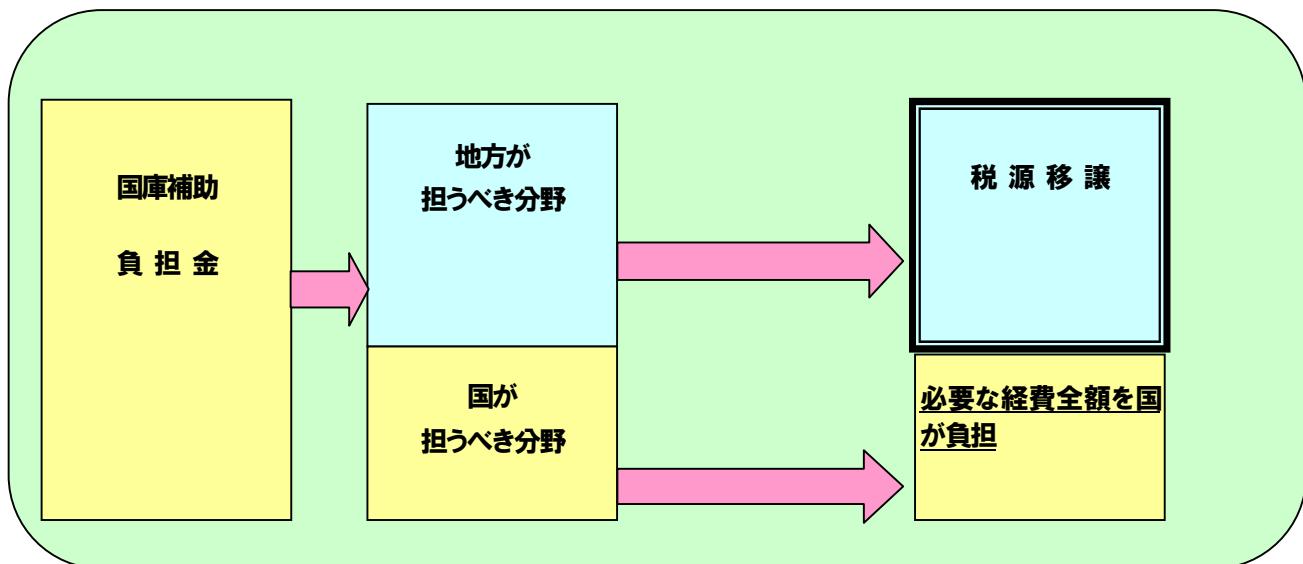
■ 要請事項

- 1 国庫補助負担金は、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。また、地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担金率の引下げは、決して行わないこと。
- 2 地域自主戦略交付金については、各省庁の交付金等に再度整理されたが、こうした交付金等については、継続事業への配慮、事務の簡素化など、運用改善を図ること。
- 3 国直轄事業負担金についても、国・地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた直轄事業については、地方負担を早期に廃止すること。また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する場合には、必要経費全額を税源移譲により措置すること。

■ 要請の背景

- 国庫補助金については、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきであり、国は速やかにその工程を明らかにすることが重要であります。
- 地域自主戦略交付金については平成24年度まで廃止され、各省庁の交付金等に再編整備されたが、税源移譲されるまでの間、こうした交付金等については、継続事業の着実な実施に配慮するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務の簡素化など、地方にとって、より自由度が高く、活用しやすい制度となるよう運用改善等を図る必要があります。
- 現行の直轄事業負担金制度については、平成25年度までに廃止とその後のあり方について結論を出すこととされています。
- 国直轄事業負担金の見直しの具体的な手順等を盛り込んだ工程を早急に示すとともに、国と地方との協議の機会を設け、確実に実施する必要があります。
- また、国直轄事業負担金が廃止されるまでの間、国直轄事業の実施にあたっては、効率的な事務執行、コスト縮減を徹底するとともに、計画段階から地方への詳細な説明と、協議を行い、合意形成できる制度とすることが重要です。

◇ 「国庫補助負担金の改革」のイメージ



◇ 国直轄事業に対する川崎市の負担

(単位：百万円)

事 業 名		国直轄事業費	国直轄事業に対する 川崎市の負担額	川崎市の 負担割合
整備	国 道	848	334	39 %
	港 湾	1,653	544	33 %
計		2,501	878	35 %

※ 負担額は平成 23 年度決算に基づく。

この要請文の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183

指定都市の事務配分や財政需要に応じた税財源の充実確保について

【総務省・文部科学省】

■ 要請事項

- 1 真に国・道府県が担うべき事務以外は、全て指定都市の事務とするとともに、国・道府県による関与は廃止すること。
- 2 地域の実情に応じた施策・事業を自主的かつ総合的に実施するためには、事務権限と同時に、それを処理するために必要な経費にかかる自主財源が不可欠であるので、指定都市の役割分担に見合う自主財源を制度的に保障するために、大都市特例税制を創設すること。
- 3 義務教育費国庫負担制度の見直しにあたっては、地域の実情に応じたより効果的な教育が展開できるよう、地方に負担転嫁することなく、その所要額全額を税源移譲すること。また、指定都市への道府県費負担教職員の給与費負担の移管にあたっては、平成25年3月に閣議決定された「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」を踏まえ、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を行うとともに、大都市特例税制を創設し、移管に伴って生じる事務関係費を含めた所要額全額について税源移譲を行うこと。
- 4 大都市には特有の財政需要があることを考慮して、消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。

■ 要請の背景

- 指定都市制度は50年以上前に「暫定的な措置」として創設されたものであります。指定都市への事務配分は特例的・部分的であり、一体性・総合性を欠いていること、道府県との役割分担があいまいであることなどにより行政運営に弊害が生じています。また、指定都市では事務配分の特例により、道府県に代わって事務を

行っているにもかかわらず、地方税制は事務・権限等に関わりなく画一的であり、一般市と同一の税制が適用されているなど、所要額が税制上確保されていません。

- 指定都市の市民は、道府県から移譲された事務について、指定都市から行政サービスを受けているにもかかわらず、その負担は道府県税として納税しており、受益と負担の関係にねじれが発生しています。
- 平成25年3月に閣議決定された「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」を踏まえ、道府県費負担教職員給与費の移管の問題も含め、今後これらの移譲すべき事務に係る税源についての措置が必要となります。
- 指定都市は、一般市と同様に市民に身近な基礎自治体としての役割を果たすとともに、人口の稠密化や産業・経済活動の集積による大都市特有の財政需要を抱えています。

[大都市特例事務に係る税制上の措置不足(川崎市)]

(平成24年度予算に基づく概算)

道府県に代わって負担している経費
(特例経費一般財源等所要額)

同左税制上の措置

184億円

地方自治法に基づくもの
土木出張所
衛生研究所
定時制高校人件費
国・道府県道の管理等

134億円

税制上の措置不足額
50億円
(税制上の措置済額)

これに加え、道府県から指定都市へ新たに事務移譲・権限移譲が行われた場合は、所要額についてさらに税制上の措置が必要！！

・道府県費負担教職員給与費 約415億円

この要請文の担当課／財政局財政部資金課

／教育委員会事務局職員部勤労課 TEL 044-200-2721

国際戦略総合特区の取組推進と殿町地区（KING SKY FRONT）における国際戦略拠点の整備について

【内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

■ 要請事項

- 1 京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区の取組を推進するため、関係府省は、財政支援措置のうち、総合特区推進調整費について、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人科学技術振興機構等の独立行政法人が執行する補助事業に適用可能となるよう運用改善を図ること。
また、総合特区推進調整費については、内閣府が、直接、指定地域に予算を交付する等の柔軟な運用方法とすること。
- 2 総合特区の規制の特例措置については、国と地方の協議方法を見直すなど、特区から提案された特例項目の実現を図ること。
- 3 総合特区の税制支援措置については、平成26年4月以降も継続して実施するとともに、海外の経済特区と同等以上の制度とし、国際競争力の強化を図ること。
- 4 川崎臨海部のKING SKYFRONT（殿町地区）に整備される（仮称）ものづくりナノ医療イノベーションセンターについては、文部科学省から国際科学イノベーション拠点として採択されており、国内外の産学官の研究者が連携しながら実施する革新的な研究開発の着実な推進と事業化に向け、継続的な支援を図ること。
- 5 羽田空港を中心に展開する東京都のアジアヘッドクォーター特区と京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区の国際競争力強化の観点から、自治体が行う企業誘致・企業間連携を促進し、特区間の連携・融合を図るため、土地利用・インフラ整備等の実現を図ること。

■ 要請の背景

- 国と地方の協働プロジェクトである『京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略

『総合特区』の目標を実現するためには、地域独自の取組に加えて、財政・税制・金融の優遇措置や規制の特例措置の実施など関係府省の積極的な支援が不可欠です。

- 総合特区の取組の核となる殿町地区（KING SKYFRONT）では、羽田空港の24時間国際拠点空港化の効果を最大限に活用し、ライフサイエンス分野の先端技術を有する企業・研究機関・大学等が集積した国際戦略拠点の形成を進めています。

■ 効果等

- 首都圏経済の活性化・我が国の国際競争力の強化
- 研究開発・臨空関連機能の集積



「新川崎・創造のもり」地区でのナノ・マイクロ分野の产学共同研究の促進について

【文部科学省・経済産業省】

■ 要請事項

- 1 「新川崎・創造のもり」地区でのナノ・マイクロ分野の产学連携事業への支援を行うとともに、最先端の研究開発に対し、研究資金の重点化・集中配分を行うこと。
- 2 「新川崎・創造のもり」地区への企業、研究者の集積を図り、オープンイノベーションの推進による研究開発力のさらなる強化に資する拠点整備について、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 川崎市は、優れたものづくり技術を有する製造業や、200を超える先端研究開発機関が集積し、世界的な研究成果や、技術・製品が数多く生み出されています。
- なかでも、「新川崎・創造のもり」地区は、ナノ・マイクロ技術の研究施設が供用開始し、慶應、早稲田、東工大、東大からなる「4大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアム」が先端研究開発、先端研究機器の共同利用事業等を開拓するなど、产学連携による新技術の研究開発が進むことが期待されます。
- また、こうしたナノ・マイクロ分野の研究成果は、ライフサイエンス等の成長分野の基盤技術であることから、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区との連携により、日本の経済成長を牽引する新たな産業の創出に繋がるものです。
- さらに、創造のもりにおいては、企業、研究者の集積を進め、オープンイノベーションの推進による研究開発力の更なる強化を目指し、新たな研究開発拠点整備に向けた、平成25年度中の基本計画策定、次年度以降の整備着手を計画しています。
- このようなことから、我が国の国際競争力強化のため、「新川崎・創造のもり」地区での产学共同研究への研究資金等の重点化・集中配分を行うとともに、同地区的研究開発基盤の強化に資する施設整備への財政措置等を講すべきものと考えます。

■ 効果等

- 地域産業界におけるものづくりの基盤技術を継続的に高度化するとともに、幅広い分野での産業イノベーションを創出し、首都圏経済の活性化、我が国の国際競争力の強化に大きく貢献します。

新川崎・創造のもりでのナノ・マイクロ分野の研究開発

「産業・研究開発」の先端都市 かわさき

川崎市は、日本有数の製造業集積都市であり、ものづくり技術を基盤とした 200を超える研究開発機関が集積する先端技術開発拠点都市

世界的企業の立地

3つのサイエンスパーク

研究開発機能の集積

産学共同研究拠点「新川崎・創造のもり」

慶應義塾大学の先導的研究施設 ケイスケアタウンキャンパス

ベンチャービジネス創出支援施設 KBIC

次期施設整備予定地(約1万m²)

企業、研究者の集積を図り、オープンイノベーションの推進による研究開発力のさらなる強化を推進

ナノ・マイクロ理工学分野の研究成果による
産業化のイメージ

ライフサイエンス分野

環境分野

◆高効率燃料電池

センサ分野

◆血液一滴から病気を診断

◆癌を早期発見する内視鏡

◆環境センサー

◆車載センサー

ナノ・マイクロ産学官共同研究施設 NANO BIC
(Global Nano Micro Technology Business Incubation Center)

4大学コンソーシアムの先端研究機器が設置されたクリーンルーム
クラス100(左)及びクラス10000(右)

- 750m²の大型クリーンルームを完備
- 4大学コンソーシアムの最先端研究機器を企業等に開放
- 東京大学と世界的IT企業との共同研究プロジェクトや、4大学コンソーシアム、ナノテクベンチャー企業が入居

【イノベーションの促進のための研究資金の重点化・接点の創出】

両者の接点となる
オープンイノベーションの拠点
(新川崎・創造のもり)

基礎的・科学的
技術シーズ、
先端研究機器

産業イノベーションの効果的な創出を実現するため、研究
資金の集中配分を行うとともに、大学と企業の技術の橋渡し
やコーディネートが重要

新たな技術・製品の創出

ナノ・マイクロ技術を活用することにより、地域産業界のものづくり力の基盤技術を継続的に高度化するとともに、幅広い産業分野での産業イノベーションの創出を実現

この要請文の担当／経済労働局次世代産業推進室 TEL 044-200-3712

臨海部地域の交通ネットワーク基盤の整備・充実について

【内閣官房・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 東京湾岸地域を結ぶ道路交通網など京浜臨海部全体の交通ネットワーク基盤の整備・充実について、必要な措置を図ること。
- 2 國際戦略総合特区間の連携を強化し、一体的な拠点形成を図る道路として、災害時においても有効活用できる羽田連絡道路の整備推進に向け、具体的な取組を進めること。
- 3 羽田空港及び京浜港の国際競争力強化等を図る即効対策として、高速湾岸線の新たな料金割引の設定等更なる利用しやすい料金体系の構築と、国道357号の東扇島と扇島などを結ぶ道路交通ネットワークの整備を進めること。

■ 要請の背景

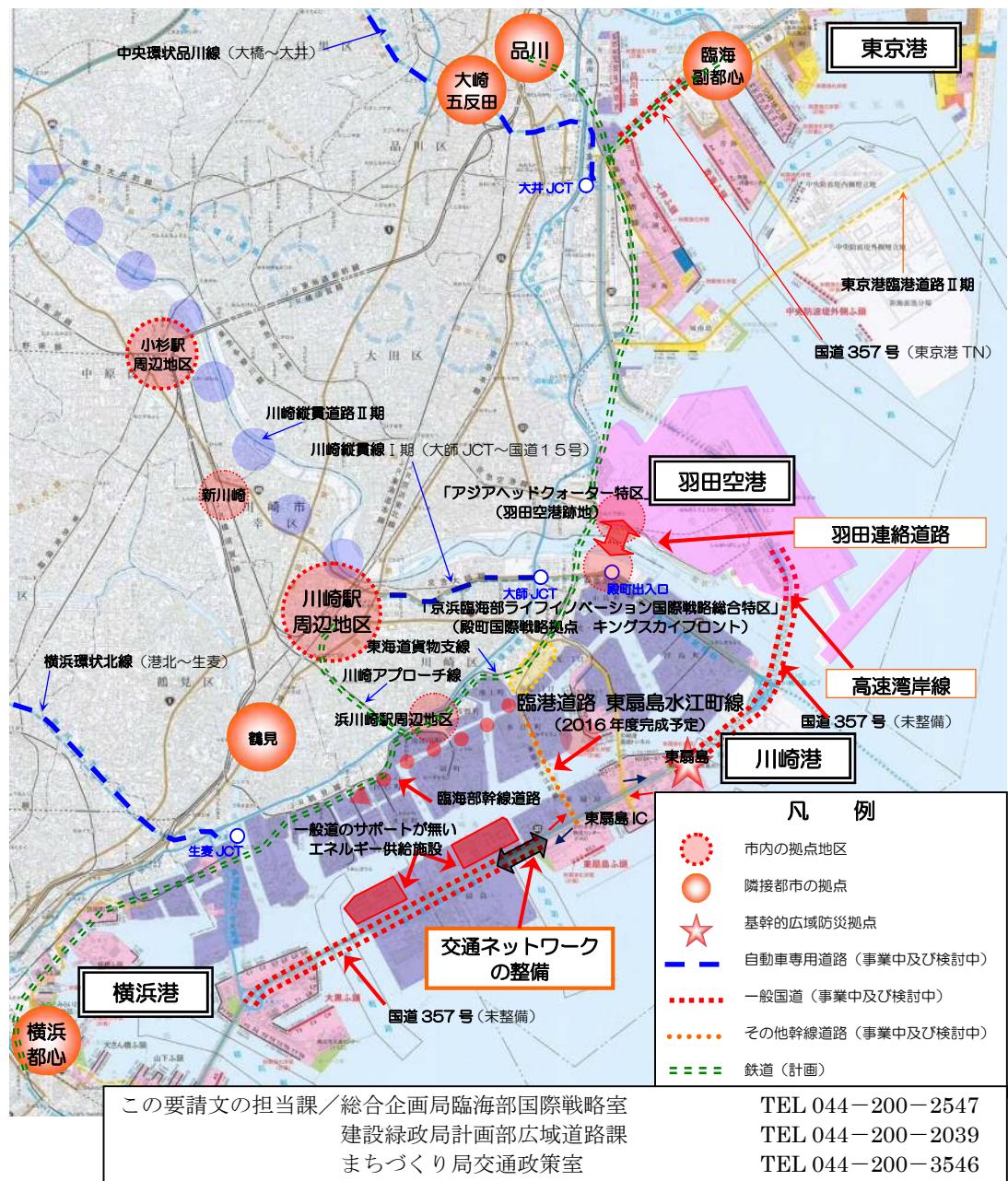
- 本市の臨海部地域は、京浜工業地帯の中核として日本経済の発展に大きく貢献してきましたが、首都圏における地理的優位性や高度な研究開発機能の集積などを強みとして、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化などにより活力ある地域が形成され、持続的な発展を続けています。
- 臨海部の交通基盤は、こうした経済・産業活動を支える上で重要な役割を担っており、臨海部全体の活性化や大規模災害時における交通・物流機能の確保の観点からも交通ネットワーク基盤の整備・充実が必要であり、本市「総合都市交通計画」においても、「①羽田空港へのアクセス強化」、「②臨海部交通ネットワークの強化」、「③臨海部各地へのアクセス性の向上」を掲げ、重点施策として取組みを進めています。
- 特に、臨海部では内陸部への交通集中による恒常的な渋滞や沿道環境の悪化が課題となっており、内陸部から湾岸部への交通誘導や臨海部各地区へのアクセス改善などによる環境にも配慮した安全かつ円滑な交通機能の確保が求められています。
- さらに、羽田空港の24時間国際拠点空港化や東アジアのハブポートを目指す京浜港の連携強化が進む中で、首都圏の国際競争力の強化を図るために、空港、港湾の連携軸として、広域的な幹線道路ネットワークの整備が求められております。
- このような中、京浜臨海部では、平成23年12月に国際戦略総合特区として、神奈川側が『京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区』、東京側が『アジアヘッドクオーター特区』の指定を受け取組を推進しており、多摩川を挟んで両岸で取組んでいる殿町地区と羽田空港跡地の連携を強化し、国際化した羽田空港を核とした多摩川両岸地域の一体的なまちづくりの展開による、大田区を含めた京浜

臨海部全体の発展、ひいては、我が国経済の成長を牽引する拠点形成に繋げるためにも、羽田連絡道路が必要です。また、広域的なネットワークを構築し、特区間の連携強化を支え、効果を最大限に發揮するインフラとして、現在事業中である臨港道路東扇島水江町線に加えて、国道357号の整備が必要です。しかしながら、その整備には膨大な事業費と長い期間を要することから、既存の社会资本を活用し、早期に効果が発現される取組が必要です。

一方で、臨海部には首都圏における重要なエネルギー供給施設が多数立地しており、大規模地震災害時には公共的損失が甚大となることが想定されます。そのうち扇島には、一般道のサポートが無いことから、災害対応力の強化が必要になっており、また扇島から臨海部への交通の誘導を行うためにも、東扇島と扇島を結ぶ道路交通ネットワークの整備が必要です。

■ 効果等

- 東京湾岸地域との連携強化 ○ 京浜臨海部や空港周辺の一般道路交通の整序化
- 空港へのアクセス改善 ○ 沿道環境の改善 ○ 防災機能の向上



川崎港の機能拡充について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 我が国最大の総合港湾である京浜港の一翼を担う川崎港が、国際戦略港湾としての機能を最大限発揮できるよう、必要な財政措置を講ずること。
- 2 京浜港の物流機能の強化を図るため、臨港道路東扇島水江町線及び関連道路等の整備を促進すること。
- 3 地震に備えた港湾整備および老朽化した港湾施設に必要な財政措置を講ずるとともに、災害時における国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。
- 4 特例港湾運営会社に関する港湾法の適用については川崎港の実情に十分配慮し、国有施設の貸付に際しては低廉な設定とするなど、支援策の充実を図ること。

■ 要請の背景

- 京浜港は、国際コンテナ戦略港湾として国際競争力強化の取組を進めるとともに、多様な機能を備えた総合港湾として合理的な施設及び機能の配置や貨物集荷等に係る諸施策を一體となって展開しておりますが、川崎港において平成24年5月には青島と10月には上海と平成25年3月には深センと新規航路が開設され、さらに利用者へのサービス拡充が求められています。
さらなる川崎港の発展のために、これらの施策の実現に向けて財源確保が必要です。
- 川崎港東扇島地区においては、総合物流拠点地区の形成を推進しており、第2期地区の全ての施設が平成25年度中に稼動が予定されており、さらなる交通需要の増加に対応する交通機能の確保ならびに市街地と基幹的広域防災拠点とを結ぶ唯一の川崎港海底トンネルのリダンダンシーの確保が重要な課題であり、臨海部交通ネットワークを充実させ物流機能強化を図るためにも、臨港道路東扇島水江町線及び関連道路の整備を推進し、川崎港を含む京浜港のさらなる連携を強化する交通体系を整備することが必要です。
また、千鳥町地区の物流機能強化として、循環資源を効率的に取り扱う必要があります。
- 東日本大震災を踏まえ、地震・津波に備えた臨海部の施設整備ならびに老朽化が進む港湾施設の適切な維持管理が必要となっており、これらの事業の拡充や財源措置が必要です。また、災害時における東扇島東公園の基幹的広域防災拠点機能へのスムーズな機能転換や港湾機能の早期復旧が重要であることから、港湾における国を含めた協働体制を早期に確立し、災害に強い港づくりを推進することが必要です。

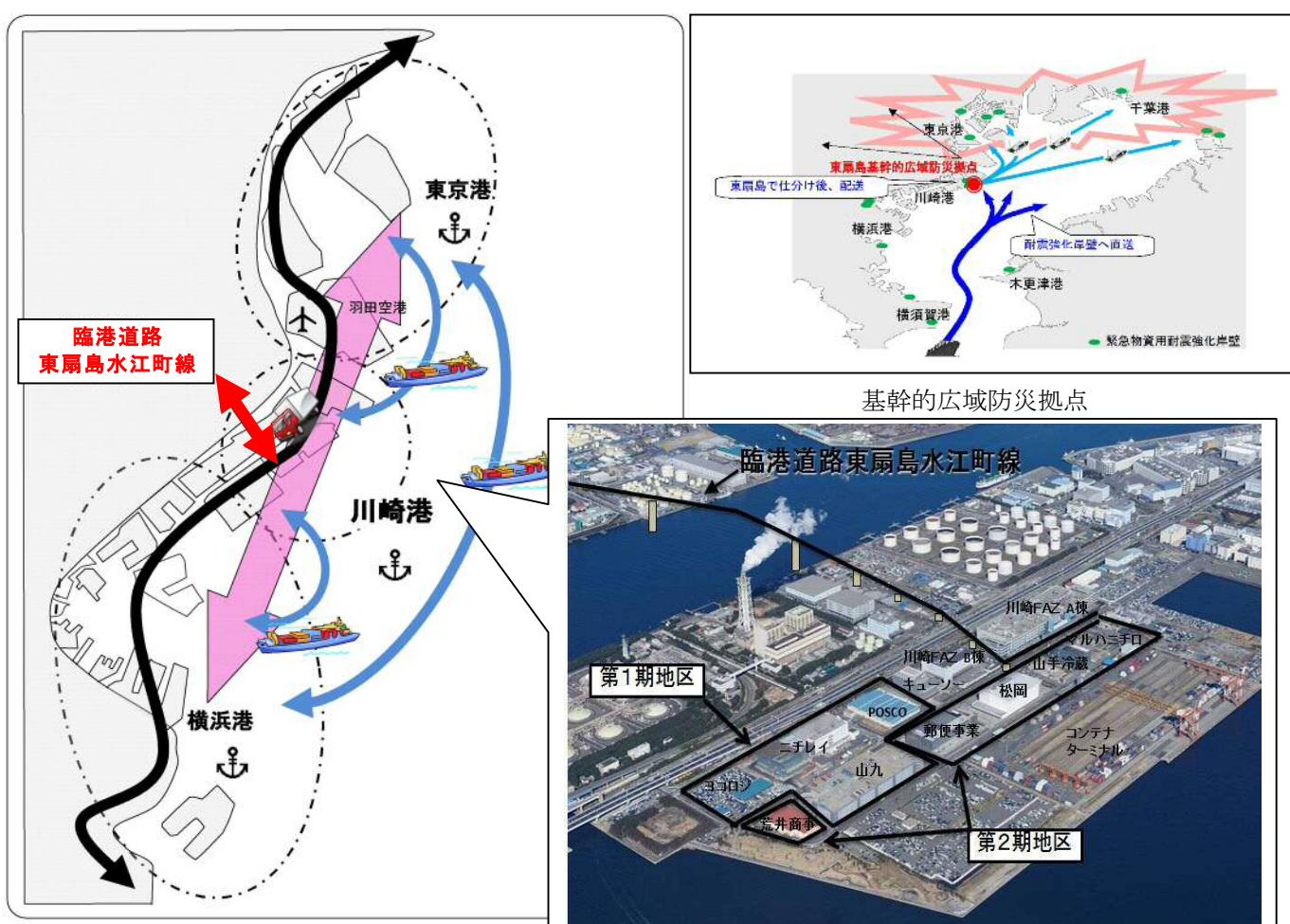
- 特例港湾運営会社については、川崎港の実情に応じた柔軟な対応が必要となっています。また、利用者のコスト削減による国際競争力強化のためには、国有施設の貸付においても極めて低廉な料金設定等の取組が不可欠です。

■ 費用

- 平成26年度計画事業費 約122億円 (国費 約69億円)
 - ・臨港道路（東扇島・水江町線）整備
 - ・千鳥町7号岸壁改良（耐震）
 - ・川崎港海底トンネル改修等

■ 効果等

- 國際競争力の強化および港湾物流の効率化・高度化に対応した物流機能の強化
- 京浜港における交通ネットワークの充実
- 大規模災害発生時における緊急物資輸送経路確保と支援体制の充実
- 港湾施設の良好な維持管理
- 利用者のコスト削減による国際競争力の強化



生活保護制度の抜本的改革について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 「生活保護制度に関する国と地方の協議における中間とりまとめ」において、引き続き検討を進める事項とされたものについては、早急に具体的協議の場を設け、自治体の意見を十分に反映した内容により制度の抜本的改革に取組むこと。
- 2 生活保護費については、全額国庫負担とすること。
- 3 生活困窮者の就労・自立支援のための新法を早急に制定し、生活保護に至る前の自立支援の強化のための体制整備については全額国費で対応すること。

■ 要請の背景

- 指定都市市長会及び全国市長会から生活保護の適正化に向けて必要な法改正等抜本的な制度の見直しの取り組みについて提案しています。
また、平成23年5月に開始した「生活保護制度に関する国と地方の協議」の場において多くの課題について論議が行われ、その中間とりまとめの中で、運用改善等で速やかに実施すべき事項と引き続き検討を進める事項に整理されましたが、とりわけ調査権限の拡大、第三者求償権の創設など、生活保護制度が適正に機能する仕組みづくりを早急に行う必要があります。
- 生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国の責任において全国一律に実施する制度であり、国がその費用の全額を負担するべきものです。

【本市扶助費の推移】

[単位：億円]

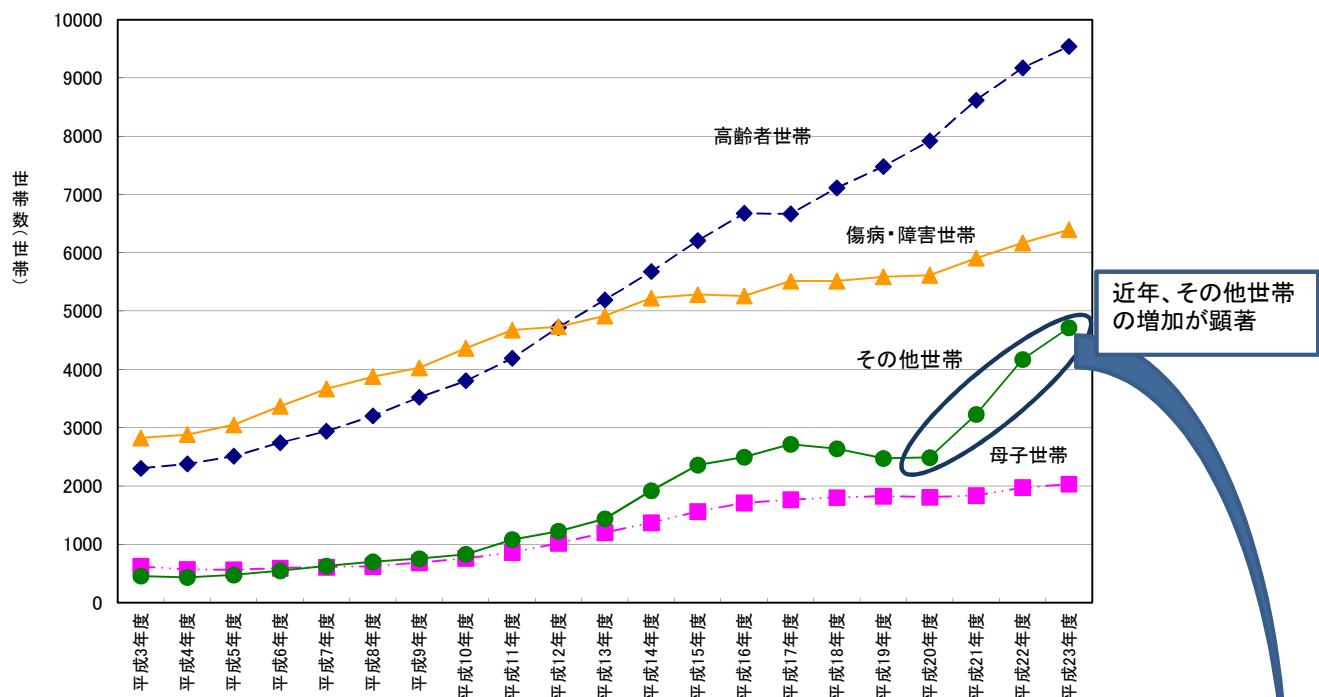
	扶助費総額	うち国負担	うち市負担
H15決算	404	295	109
H20決算	446	330	116
H25予算	595	440	155

- 近年その他世帯の増加が顕著であり、生活保護に至る前の生活困窮者の状況に応じた最適な支援策を早期・包括的に提供する相談支援事業の創設が必要です。

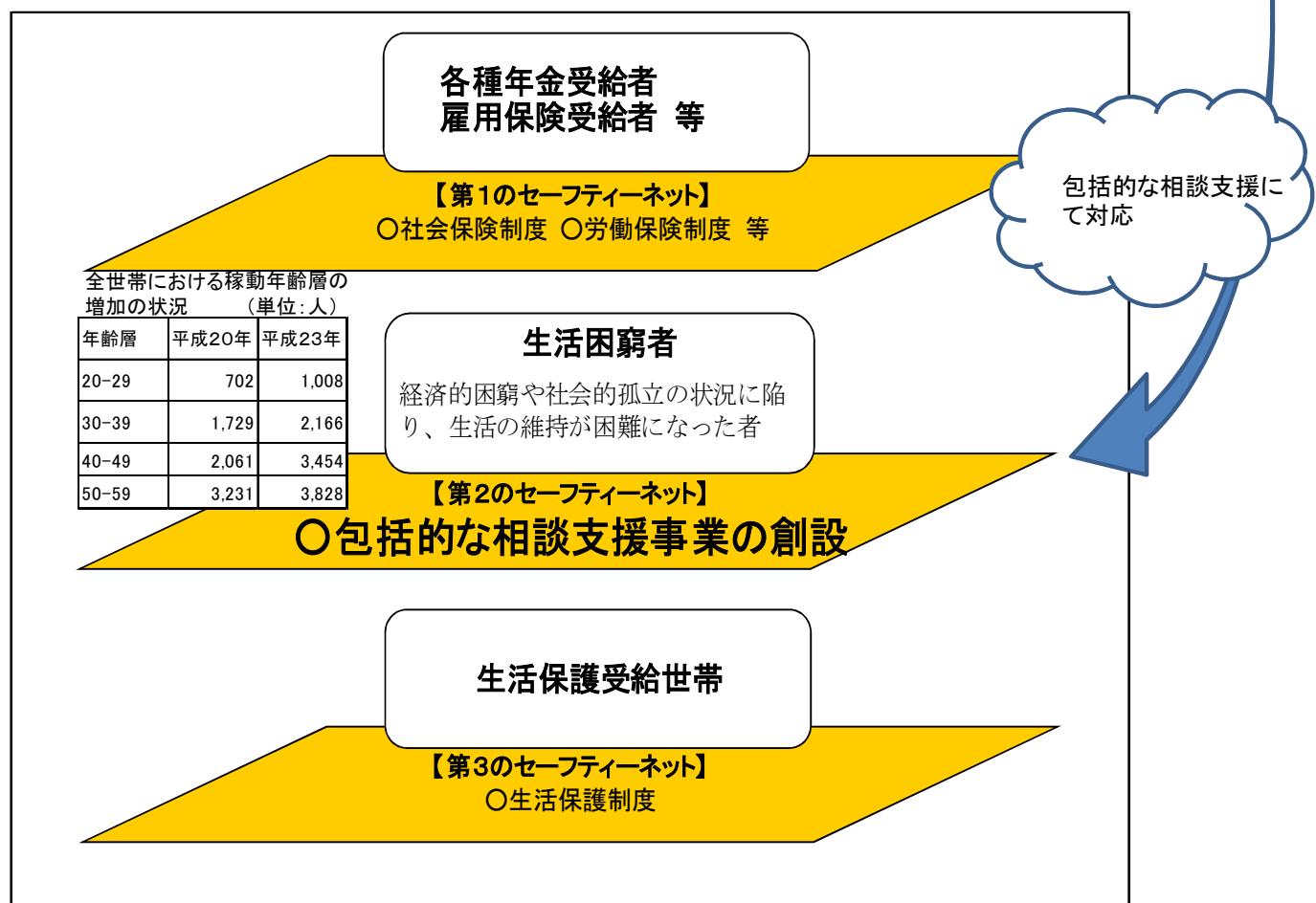
■ 本市の取組

- 平成25年2月に「川崎市生活保護・自立支援対策方針」を策定し、実情に応じた施策の推進を図る上での「基本目標」、「取組の視点」、「取組の基本方向」とともにアクションプログラムとして「達成に向けた具体的な取組」を掲げ、生活保護に関する諸問題の解決を目指し、持続可能な制度となるよう推進しています。

本市における生活保護受給の現状と包括的な相談支援の概要



近年、その他世帯の増加が顕著



厳しい雇用情勢の下における就労自立支援について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 「緊急雇用創出事業」については、実施要件を緩和したうえで継続・拡充するとともに、正規雇用や長期的な雇用につながる新たな交付金制度を創設すること。
- 2 ボーダーライン層の就労自立に向けた生活支援策について、支援の強化、充実を図るとともに、十分かつ迅速な広報を実施すること。

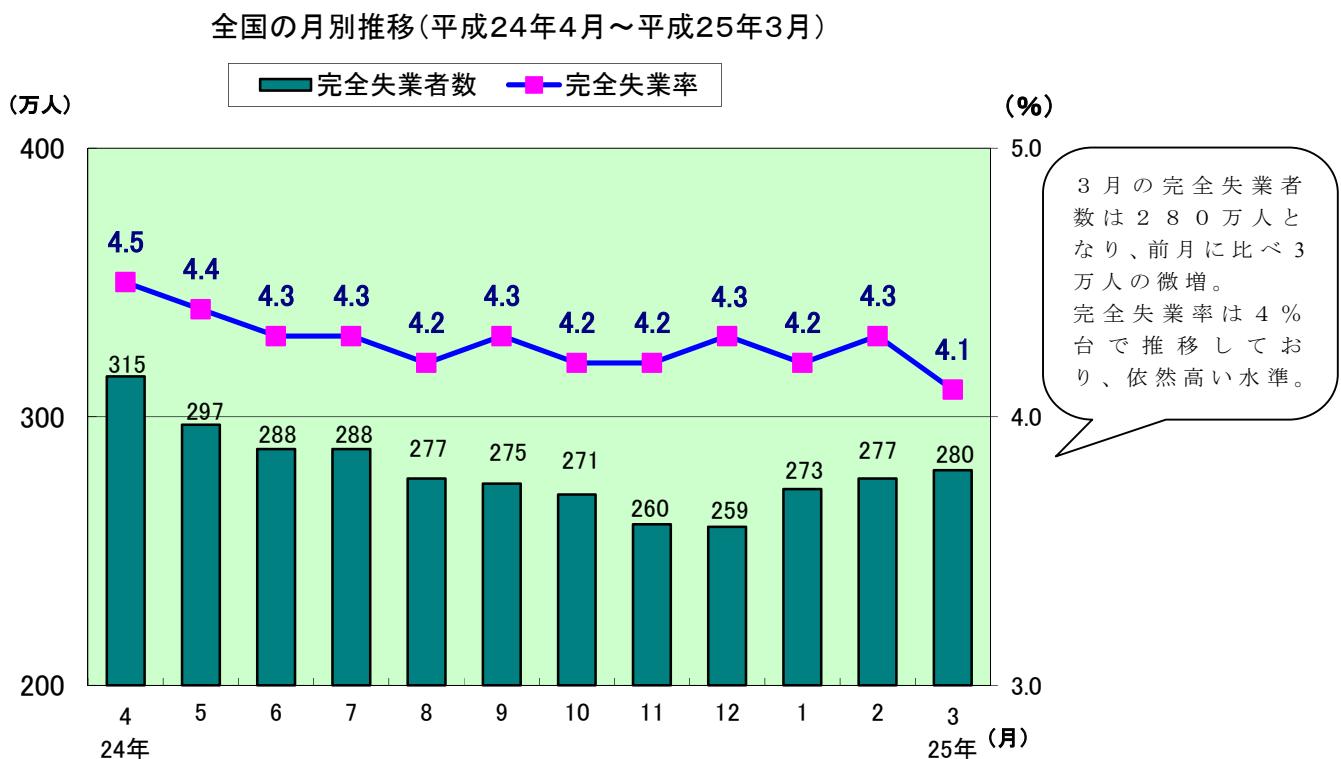
■ 要請の背景

- 現下の雇用情勢は、持ち直しの動きが見られるものの、完全失業率が4%台で推移するなど、依然として厳しい状況が続いております。
- 平成25年度まで期間延長された重点分野雇用創出事業や新たに創設された「起業支援型地域雇用創造事業」については、人件費比率の制約や起業後10年以内の法人に限定されているなど、事業の実施にあたり汎用性の低いものとなっています。
- 国では、失業者や不安定就労者に対する各種生活支援制度の創設や支援内容の拡充などの対策を講じているところですが、例えば「住宅支援給付制度」の支給期間の短縮（6ヶ月から3ヶ月へ）や、各制度の窓口が統一されていないなど、ボーダーライン層の生活保護対象層への移行に対する抑止効果が十分に発揮されていない状況にあります。

■ 効果等

- 安定した就労や社会保障制度などのセーフティネットによって自立した者がその支え手となることで、持続可能な相互扶助社会を安定的に構築することができます。
- ボーダーライン層にある失業者や不安定就労者が、生活保護対象層に移行する前に、適切な支援制度等によって安定的に就労し、自立することで、国や自治体の財政基盤の強化に資するとともに、経済の活性化を促すことができます。

1 完全失業者・完全失業率



※ 資料出所：総務省「労働力調査」

2 貸付・給付金制度(第2のセーフティーネット)要件等の改善(例)

制度	現 状	求められる改善点
職業訓練受講給付金 (求職者支援制度) 【ハローワーク】	<ul style="list-style-type: none"> ●受講手当⇒月額10万円 ●本人収入⇒月8万円以下 (世帯収入⇒月25万円以下) ●一度の欠席(遅刻)で不支給 	<ul style="list-style-type: none"> ☆給付額の増額 ☆収入要件額の引上げ ☆給付要件の緩和 ☆訓練内容の充実
住宅支援給付 【地方自治体】	<ul style="list-style-type: none"> ●支給期間⇒原則3か月 ●本人収入⇒月8.4万円+家賃上限額未満(単身)等 ●対象用件⇒離職2年以内65歳未満 	<ul style="list-style-type: none"> ☆制度の期間延長 ☆支給期間の延長 ☆対象用件の緩和
総合支援資金貸付 【社会福祉協議会】	<ul style="list-style-type: none"> ●連帯保証人⇒原則必要 ●保証人無し⇒年利1.5% ●所得要件⇒市民税非課税程度 	<ul style="list-style-type: none"> ☆保証人要件の廃止 ☆保証人無しの場合も無利子 ☆所得要件の緩和

各制度全般における
改善のポイント



保育所整備推進及び保育所職員配置基準の改善に対する継続的な措置について

【内閣府・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 増大する保育ニーズに伴う保育所の増設に対応するよう、安心こども基金の継続等、必要な財政措置を継続的に行うこと。
- 2 着実な保育所整備を進めるため、国有地の無償貸与制度を創設すること。
- 3 子ども・子育て支援新制度の制度設計（設備・運営基準）に際しては、地域の実情に応じた弾力的な施策が展開できるよう、自治体の裁量の余地を拡大するとともに、必要な財政措置を講ずること。
- 4 保育士等待遇改善臨時特例事業については、継続するとともに、国の補助率（10／10）を維持すること。
- 5 待機児童対策として地方が単独で取り組む認可外保育施策に対して、実績を認め、財政措置を講じること。

■ 要請の背景

- 本市では、認可保育所の利用申請数が大幅に増加している中で、待機児童対策が喫緊の課題となっており、平成23年3月には「第2期川崎市保育基本計画」を策定し、平成23年度から平成25年度の3年間で4,000人以上の保育所定員枠の拡大を計画しています。しかしながら、利用申請者数の推移を見ますと、当面は継続的な保育所整備が必要な状況は明らかですので、施設整備費に対する継続的な財政措置が必要です。
- 市域面積が狭く人口密度が高い本市においては、一定の敷地面積を備えた低廉で活用できる用地の確保が困難な状況となっており、無償による国有地の貸付制度の創設が必要です。
- 入所受入枠の拡大を図るため、保育所の増設を推進してきたことから、運営費及び整備費の財政負担も増大しています。また、本市においては、適正な保育環境を確保するため、独自に国基準を上回る職員配置基準（11時間開所に対応するための保育士配置、看護師・栄養士の配置）を定めています。
- 認可外保育施策は待機児童解消に大きな役割を果たしており、市単独で運営費等の助成を行っています。自治体の待機児童対策の状況を踏まえ、柔軟な財政支援が必要です。

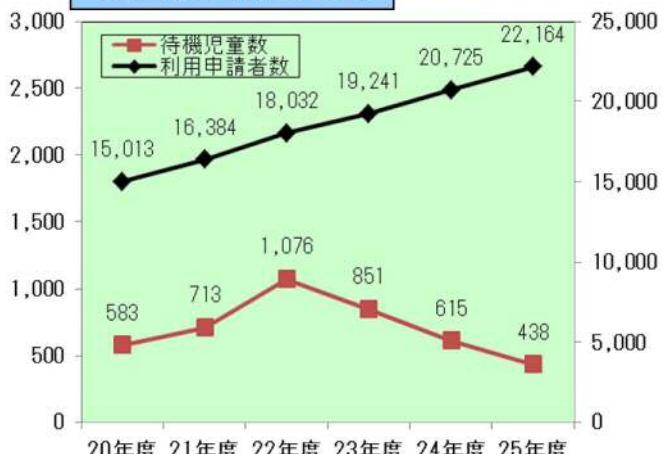
児童受入枠 の拡大

第2期川崎市保育基本計画
定員枠の更なる拡大
4,410人(H23~H25整備)

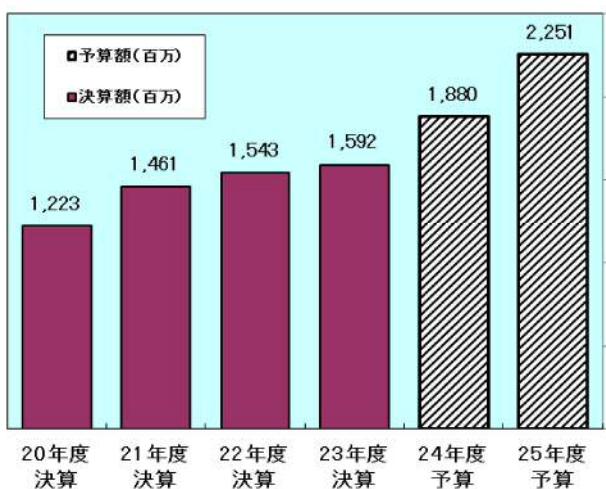
認可保育所定員数の推移



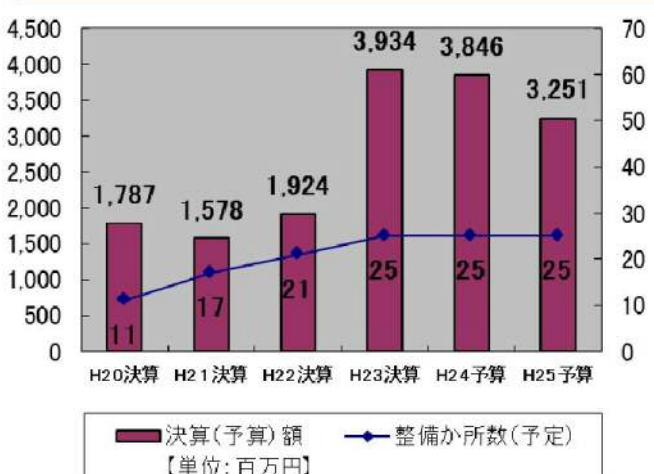
待機児童数の推移



認可外施設整備・運営費の推移



民設保育所整備数及び整備事業費の推移



川崎市保育所職員配置基準

	国基準(運営費ベース)	川崎市職員配置基準(民設民営保育所)
保育士	0歳3人につき保育士1人 1・2歳6人につき保育士1人 3歳20人につき保育士1人 4歳以上30人につき保育士1人	同左 ※産休明けの受入を行う場合は1人加配 ※障害児の受け入れに対し加配 ※看護師の配置を指導
年休代替要員 休憩・休息要員	定員90人以下施設 1人加算	1施設に1人配置 保育士4人につき1人加配
調理員	定員40人以下:調理員1人 定員41人~150人:調理員2人 定員151人以上:3人	定員40人以下:調理員1人 定員41~60人:調理員2人 定員61~150人:調理員3人 定員151人以上:調理員4人 栄養士の配置を指導
嘱託医	少なくとも年2回の健診	月1回以上の健診

国基準運営費では国基準を遵守し職員のローテーションを組むことは困難。国基準を満たすため市独自の上乗せが必要。

この要請文の担当課／市民・こども局こども本部保育課・保育所整備推進担当 TEL044-200-2662

予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 任意予防接種については、市民の経済的負担が大きく、定期予防接種と比べて被害救済制度も十分でないことから、早期に定期接種化すること。
- 2 その際には、全ての定期予防接種に係る費用は地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること。
- 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき住民に対する予防接種を行う場合には、国を実施主体とし、対象者が居住する市町村の区域外でも円滑に接種を受けられるよう、法改正も含めた抜本的な見直しを行うこと。
- 4 全国的な発生予防の観点から、風しんの予防接種については、費用負担も含め国において迅速に対応すること。

■ 要請の背景

- 予防接種法に基づき実施されている定期予防接種は、全額公費負担（インフルエンザのみ一部自己負担あり）で実施しています。予防接種法に基づかない任意予防接種は、原則として全額自己負担となっています。
- 平成24年度に不活化ポリオワクチン及びDPT-IPVワクチンが導入され、さらに、平成25年度から子宮頸がん等ワクチン接種事業が予防接種法改正により定期予防接種となりました。これにより、自治体の負担増は避けることができません。また、任意予防接種の取扱いやあり方についても検討されており、定期予防接種となった場合には、地方自治体のさらなる費用負担の増加が見込まれます。
- 本来、予防接種は国の責任において行うべきものであるため、交付税措置にはなじまないものです。制度やそれに係る国と地方の財政負担について抜本的な見直しを行い、必要な財源は全額国庫負担とする必要があります。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）第46条に基づく住民に対する予防接種は、緊急を要するため短期間に行う必要がありますが、対象者が居住する市町村区域外の勤務地等で接種を行う場合、事務手続等が煩雑になり、迅速な実施が運用上困難な状況となっています。については、国を実施主体とするなど法改正も含めた早急な見直しが必要です。
- また、本市では例年を超える風しんの流行を受け、緊急対策として4月から任意の予防接種に対する助成を開始し、対応を図っているところですが、全国的な発生予防の観点から、費用負担も含めた国における迅速な対応が必要であると考えます。

■ 効果等

- 市民の負担が軽減され、予防接種を受けやすくなることで接種率が向上し、感染症の蔓延が予防される。
- 国による費用負担の導入により、地方自治体の負担が軽減され、接種勧奨等に更に取り組めることで接種率が向上し、感染症の蔓延が予防される。
- 特措法に基づく予防接種を迅速に実施することにより、住民の生命及び健康への重大な被害を防止することができる。

予防接種事業の財政負担

	定期予防接種		任意予防接種		合計
金額	37億円		16億円		53億円
内訳	DPT-IPV 日本脳炎 高齢者インフルエンザ MR BCG 小児用肺炎球菌ワクチン ヒブワクチン 子宮頸がん予防ワクチン	9.4億円 5.4億円 3.2億円 3.1億円 0.5億円 7.7億円 5.5億円 2.2億円	肺炎球菌ワクチン B型肝炎 水痘 おたふくかぜ	9.5億円 3.4億円 1.5億円 1.3億円	
財源	全額市費		全額本人負担		

これら全ての予防接種が定期予防接種化された場合の
地方自治体負担額は37億円※→53億円となる。

※子宮頸がん等ワクチン接種事業は平成25年度から定期予防接種化され平成24年度に対して負担増

(平成24年度は、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金として6億円、市費8億円)

定期予防接種の拡充と地方自治体の負担増は相互に関係しており、
予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。

